荒川太郎右衛門地区自然再生協議会設置要綱の概要

77 4 TT	MARI	[************************************
第1章	総則	第1条 設置
		第2条 名称
		└──第3条 自然再生事業対象地区
第2章	目的及び協議会所掌事務	─────────────────────────────────────
		└──第5条 協議会所掌事務
第3章	委員	──────── 第6条 委員
		──【第7条 途中参加委員
		第8条 委員資格の喪失
		第9条 辞任
		第10条 解任
第4章	会長および副会長	第11条 会長及び副会長
第5章	会議及び専門委員会	
		第13条 専門員会
		第14条 公開
第6章	運営事務局	第15条 運営事務局
		第16条 運営事務局所掌事務
~~ -		
第7章	補則	第17条 要綱施行
		第18条 要綱改正

第1章 総則

(設置)

第1条 自然再生推進法(平成14年法律第148号(12月11日公布))第8条に規定する自然再生協議会 を設置する。

(名称)

第2条 この自然再生協議会は、荒川太郎右衛門地区自然再生協議会(以下「協議会」と称する)という。

(自然再生事業対象地区)

- 第3条 協議会で、協議対象とする自然再生事業対象地区は、荒川水系荒川 50.4km から 54.0km 間右 岸に存する荒川旧流路および連担する地区とする。
- 2 自然再生事業対象地区の名称を太郎右衛門自然再生地という。
- 第2章 目的および協議会所掌事務

(目的)

第4条 太郎右衛門自然再生地における自然再生事業を実施するに当たり、構想策定や調査設計など、 初期の段階から事業実施、実施後の維持管理に至るまで、必要となる協議を行うことを目的とする。

(協議会所掌事務)

- 第5条 協議会は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 太郎右衛門自然再生地の自然再生全体構想の作成を行う。
 - (2) 太郎右衛門自然再生地の自然再生事業実施計画の案の協議を行う。
 - (3) 太郎右衛門自然再生地の自然再生事業の実施に係る連絡調整を行う。
 - (4) 太郎右衛門自然再生地の自然再生事業の実施箇所の維持管理に係る連絡調整を行う。

第3章 委員

(委員)

- 第6条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 公募による地域住民および団体若しくは法人の代表者
 - (2) 地域の自然環境に関し専門的知識を有する者
 - (3) 関係地方公共団体の職員
 - (4) 関係行政機関の職員
- 2 委員の任期は、本要綱を規定する日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。

- 3 第1項第1号に掲げる委員の任期期限を経過した後の委員は、任期が経過する日までに、地域住民 および団体若しくは法人の代表者に対し公募を行う。
- 4 委員の再任は、妨げない。

(途中参加委員)

- 第7条 協議会の委員から推薦があり、第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意が得られた場合に、委員となることができる。
- 2 途中参加委員となろうとする者が、第 15 条に規定する運営事務局に、途中参加委員となる意思表示を行い、第 12 条に規定する協議会の会議の出席委員の合意が得られた場合に、委員となることができる。
- 3 途中参加委員の任期は、第6条に規定する委員の任期と同じとする。

(委員資格の喪失)

- 第8条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。
 - (1) 辞任
 - (2) 死亡、失踪の宣告又は委員が属する団体若しくは法人の解散
 - (3) 解任

(辞任)

第 9 条 委員は、やむを得なき事由ある場合は、辞任することができる。なお、辞任しようとする者は、第 15 条に規定する運営事務局に連絡しなければならない。

(解任)

- 第 10 条 この協議会の名誉を傷つけまたはこの協議会の目的若しくは、自然再生推進法および自然再生推進法に規定する自然再生基本方針に反する行為があったときは、第 12 条に規定する協議会の会議の出席委員の過半数以上で議決し、解任することができる。
- 2 除名されようとする者には、第 12 条に規定する協議会の会議にて、議決する前に、弁明する機会 が与えられなければならない。

第4章 会長および副会長

(会長および副会長)

- 第 11 条 協議会に会長および副会長を各 1 名置き、委員の互選によりこれを規定する。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。

第5章 会議および専門委員会

(協議会の会議)

- 第12条 協議会の会議は、会長が召集する。
- 2 協議会の会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合若しくは、委員より専門的知見を有する者の意見聴取の発議があり第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得た場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。
- 4 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的協議を必要と認める場合若しくは、委員より専門的協議の発議があり第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得た場合、協議会の会議と別に専門委員会を設置し専門的協議を要請することができる。

(専門委員会)

- 第13条 専門委員会の専門委員は、協議会に参加するものから選任する。
- 2 専門委員会は、議事の進行に際し必要となる専門的知見を有する者の意見を聴取することができる。
- 3 専門委員会は、協議会から付託される専門的事項について協議し、第12条に規定する協議会の会議に報告する。

(公開)

- 第14条 協議会の会議および専門委員会は、原則公開とする。
- 2 協議会の会議および専門委員会の開催について、荒川上流河川事務所ホームページでの公開を行うとともに、記者発表を行う。
- 3 協議会の会議および専門委員会の資料は、荒川上流河川事務所ホームページでの公開を行う。
- 4 協議会の会議および専門委員会の議事録は、要旨をとりまとめて議事要旨とし、荒川上流河川事務 所ホームページでの公開を行う。

第6章 運営事務局

(運営事務局)

- 第 15 条 協議会の会務を処理するために運営事務局を設ける。
- 2 運営事務局は、国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所に置く。
- 3 協議会に参加する委員は、運営に事務局員として参加することが出来る。

(運営事務局の所掌事務)

- 第16条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 第12条に規定する協議会の会議の議事について協議する。
 - (2) 第 12 条に規定する協議会の会議の進行について協議する。
 - (3) 協議会の会議の議事録および議事要旨の作成を行う。
 - (4) 第 14 条で規定する荒川上流河川事務所ホームページでの公開を行う。
 - (5) 協議会から付託される協議会の運営に関する事項について協議する。

第7章 補則

(要綱施行)

第 17 条 この要綱に規定することの外、要綱施行および協議会の運営に関して必要な事項は、第 12 条に規定する協議会の会議の合意を経て、会長が別に規定する。

(要綱改正)

- 第 18 条 この要綱は、第 12 条に規定する協議会の会議の合意を経なければ、改正することはできない。
- 2 改正に関する協議をするときは、以下に掲げるときとする。
 - (1)協議会の委員の発議により第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得たとき。

附 則

1 この要綱は、平成15年7月5日から施行する。

第2節 協議会委員名簿

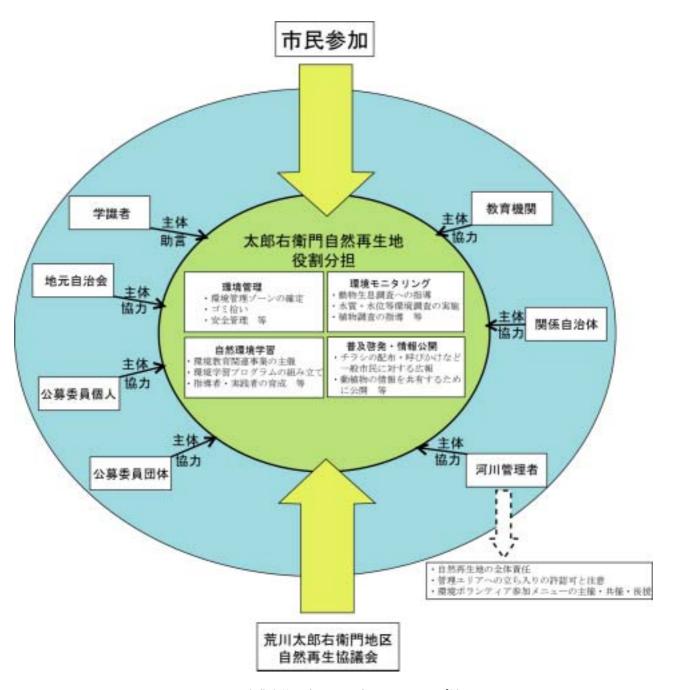
名簿は平成15年7月2日(第1回協議会)

区分	氏名	所属				
	浅枝 隆	埼玉大学大学院教授				
	三島 次郎	桜美林大学名誉教授				
学識経験者	嶋野 道弘	文部科学省初等中等教育局視学官				
一山山水土河大山	惠 小百合	江戸川大学教授				
	堂本 泰章	河川環境保全モニター(荒川上流)				
	小川 早枝子	(財)埼玉県生態系保護協会上尾支部長				
	秋山 公城	埼玉県農林部農業政策課長				
	大海渡 恒男	埼玉県農林部農村整備課長				
	池田 茂	埼玉県県土整備部河川砂防課長				
地方公共団体委員	伊藤 正博	埼玉県県土整備部公園課長				
	鈴木 英夫	上尾市環境経済部環境対策課長				
	本木 実	桶川市都市整備部都市計画課長				
	遠山 洋	川島町都市計画課長				

区分	пa	C. E.		CC 7. 14
	氏名	所属		所在地
	荒木 三郎	希少動植物を守る会	代表	上尾市
	今野 まさし	江川の自然と河川改修を考える会	代表世話人	上尾市
	遠藤恭夫	川島都市林整備促進協議会	会長	川島町
	大友 廣子	上尾の自然を守る教職員の会	事務局	上尾市
	大森 秋郎	川島ネイチャークラブ	代表	川島町
	岡田 秀夫	九生会	代表幹事	上尾市
	金丸整司	環境NPO法人荒川学舎秩父	理事長	<u>横瀬町</u>
	木内勝司	入間川ビオトープネットワーク研究会	代表 運営委員	入間市
	岡里 徳郎 後藤 恵士郎	<u>熊谷の環境を考える連絡協議会</u> 立正大学・地球環境科学部	建吕安貝 教授	熊谷市 熊谷市
	<u>後藤 真太郎</u> 佐々木 寧	立正人子・地球環境科子部 百年の森づくり研究会	代表	窓台巾 さいたま市
	島村健	<u> </u>	代表取締役社長	<u></u>
	<u> </u>	一株式会社 毎竹工業 荒川の自然を守る会	事務局長	
	鈴木 勝行	鶴ヶ島の自然を守る会	宇初心区	鶴ヶ島市
	谷淳	有限会社 カヌーテ	代表取締役	長瀞町
	手塚 征守	(財)埼玉県生態系保護協会・伊奈支部	支部長	伊奈町
	出村 光雄	多自然型河川工事現場施工研究サークル	サークルリーダー	東松山市
	野口重彦	株式会社日本水エコンサルタント	代表取締役会長	さいたま市
	堀口 長治	桶川の古墳と自然を守る会	代表世話人	桶川市
	松岡 俊夫	桶川の自然を守る教職員の会		桶川市
	丸山 政弘	秩父愛鳥会	会長	秩父市
	三浦 晴児	江川・毛長川を再生する会	代表	鳩ヶ谷市
	三浦 功	(仮称)秋ヶ瀬にワンドと自然地を造る会	代表	さいたま市
	柳ヶ瀬 正昭	いきいき環境クラブ		川越市
公募委員	山中 敏正	株式会社 山中土建工業		桶川市
252A	山本 正史	特定非営利活動法人荒川流域ネットワーク	事務局長	<u>東松山市</u>
	三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三	NPO法人エンハンスネイチャー荒川・江川		<u>上尾市</u>
	浅川 清司			<u>上尾市</u>
	天沼 正明			<u>桶川市</u>
	荒川 <u>記行</u> 五十嵐 貴大			上尾市 桶川市
	<u> </u>			
	大沢 和子			<u> 桶川市</u> 桶川市
	大野 吉信			<u>福州市</u>
	北村 文子			福川市
	木/内 勝平			上尾市
	小林 敏雄			桶川市
	佐藤 多美子			上尾市
	佐藤 友一			桶川市
	柴田 弘			桶川市
	鈴木 誠			上尾市
	関根武			桶川市
	染谷 一郎			桶川市
	高橋 敏			川島町
	角田 利栄子			<u>桶川市</u>
	中島陽子			<u>桶川市</u>
	八谷美津子			桶川市
	<u>増山 孝男</u> 弓座 澄夫			<u>桶川市</u> 桶川市
	<u> </u>			桶川市 川島町
国	<u>□ 打林 央河</u> ■ 入江 靖			川寅町
<u> </u>	八儿期	ル川上川門川宇切川区		

第3節 役割分担

広範囲にわたり地域の自然再生を目指すことから、多様な主体の参画が不可欠であり、関係諸機関の横断的な連携が重要である。以降に「荒川太郎右衛門地区自然再生協議会」の参加者および協力参加を願う主体の役割分担についてまとめる。



3-1 事業実施に当ってのパートナーシップ計画

<役割分担表>

A						協力参加で	を願う主体	
【環境管理】	河川管理	学識委員	公募		関係自治	地元	教育	
	者		個人	団体	体	自治会	機関	参考
A-1								環境管理ゾーンの確定は、調査結果等各種データに基づき、公募委員 の協力の下、河川管理者が決定する。それと並行して、実際の担い手と
								の協力の下、河川官理省が決定する。それと並行して、美味の担い子としなる公募委員が協力体制等について検討する。
			I+	1+				(なるな好女兵が間が中間守について大郎)があ。
環境管理ゾーンの確定			協力	協力				白砂漂连人体の内体が状をについて 図木機関及が地二ば新国体が
A-2								自然環境全体の現状や推移について、調査機関及び地元活動団体が 蓄積しているデータを活用し、環境管理の指導を行う。
環境管理の指導	協力							
A-3								機械を使った大がかりな草刈りなどは河川管理者が実施するが、小規
植栽・草刈りなどの作業								模または手作業による管理については、地元住民や団体、一般市民か らの参加型環境管理を積極的に推進していく。
参加	協力	助言				協力	協力	
A-4								太郎右衛門自然再生地に関わるすべての主体が協力して、現地を訪れる際にはゴミ持ち帰り運動等を実施することが望ましい。現地で実施され
/\ \ \ -								る際にはコミ狩ら帰り運動寺を美施することが呈ました。現地で美施され る観察会等のイベントの機会に、参加者でゴミ集めを行うことも考えられ
ゴミ拾い	協力							3.
A-5								市民では直接ゴミを処理することができないため、日常やイベント時のゴ
作業の結果集められた								
ゴミの運搬・処分								る。
A-6								現地で刈り取られた草などについては、循環再利用を極力進めて、ゴミ
								の量を減らす努力が必要であり、これについては、環境管理のすべての
								情報を集約している河川管理者が工夫する。春季の刈り取り草の一部 は「荒川緑肥」として再利用をはかる。そのほか、ゴミとして処分する草
刈り取った草などの運								は「黒川 旅北
搬·処分·活用								10.54 (7.57) = 1 3 10.14 = 17.14 (1.15 10.05) = 0.00 (1.15)
A-7								河川管理者は、パトロールカーにより定期的に河川巡視を実施する。さ
								らに公募委員が、管理・活用の状況について点検を行う。そのことによ
定期的パトロール·情報 収集·報告								り、河川管理者だけが定期的に見回るよりもきめ細かな管理が可能になる。
以朱·報古 A-8								3。 河川管理者や関係自治体が環境管理に必要と思われる道具(ゴミ袋、軍
必要な機材・道具の提								手等 を提供する。
供								
A-9								危険を伴う可能性のある作業や主催行事については、十分に注意を払
								う。また、管理作業等でおきる事故に対して金銭的な保証を行うため保
安全管理								険をかける。

В		協	議会参加主	体		協力参加	を願う主体	
【環境モニタリング】	河川管理	学識委員	公募	委員	関係自治	地元	教育	
	者		個人	団体	体	自治会	機関	参考
B-1								動物の中には、姿の確認や種の同定が困難なもの、人間が近寄ること
								によってダメージを受けるものがあり、専門家が中心となり生息調査を指
動物生息調査への指導			協力	協力				導する。
B-2								姿や鳴き声などによる同定が容易な種類の野鳥・昆虫などの調査につ
動物生息調査への参								いては公募委員や一般利用者が実施する。トラップなどの仕掛けが必要
加·補助		助言			協力			な調査については専門家に依頼するなど、調査対象によって分担して実施する。
B-3		別口			ל לממן			同定困難な種を含めた植物全体の調査の指導を、地元で長年観察を続
								けている人材、または専門家により実施する。
植物調査の指導			協力					
B-4								同定が容易な植物調査については、一般利用者や公募委員が実施す
								る。同定が困難な種については、専門家等の指導を受けながら実施す
植物調査への参加・補		n+ 			171 -			ర .
助		助言			協力			京庭が週本については、東明機関を河川笠田老が週本と完施する。第
B-5								高度な調査については、専門機関や河川管理者が調査を実施する。簡 易な調査を市民参加で頻繁に行い、年間を通じた環境変化を把握する。
水質·水位等環境調査								勿な調査を中氏多加で娯楽に1]い、中间を通じた環境发化を指揮する。
の実施		助言			協力			
B-6		9) 🗖			ר / נונגו			 河川管理者が、生息・生育環境の推移を把握するための継続的モニタリ
"								ングを実施する。また、公募委員、一般利用者から寄せられる確認情報
動植物の生息・生育環								についても蓄積し、順応的管理を実施するための基礎資料とする。
境のモニタリング		助言	協力	協力				
元ツに一ノリノノ		列口	רלומו	רלומו				

С	協議会参加主体						を願う主体	
【自然環境学習】	河川管理			関係自治	地元	教育		
	者		個人	団体	体	自治会	機関	参考
C-1								公募委員等の行事に加え、河川管理者、関係自治体等においても違っ
環境教育関連事業の主 催		助言						た視点で行事を企画または、公募委員と共催する。
C-2								教育機関や、学校行政等の指導や教育現場のニーズに関する情報の
環境学習プログラムの								提供を受けて、有効な環境学習プログラムを組み立てる。
組み立て		助言			協力			
C-3		M) [ר / נונו			 子どもたち、あるいは親子で積極的に太郎右衛門自然再生地を利用し
								てもらう機会を提供するため、各主体が独自、または連携・協力して、環
子ども対象、または学校								境学習プログラムを企画する。
教育と連携した環境学								
習プログラムの企画		助言			協力			
C-4								一般の市民に対して、太郎右衛門自然再生地の自然に興味を持って触
一般市民を対象とした								れあえる機会を提供するため、各主体が独自、または連携・協力して、 講座、自然観察会を企画する。
講座・自然観察会の企								神座、日然観宗云で正回する。
画		助言			協力			
C-5								各主体も、環境学習プログラム、講座、自然観察会の企画、運営、広報
一般市民を対象とした								等を行うだけでなく、積極的に参加し、プログラムの改良などについて検
講座・自然観察会への								討する。
参加								
C-6								専門的な知識や経験・技術などを持つ専門家や公募委員は、講座・観察
16.34.4								会等により、ある程度経験を積んだ市民を、将来の指導の担い手とし
指導者・実践者の育成	協力	助言			協力			て、育成する。
C-7								将来的には、育った指導者層が人材養成等について担当していく。
教育行事に際しての指								
導担当	協力	助言			協力			

		協	議会参加主	体		協力参加	を願う主体	
D	河川管理	学識委員	公募	委員	関係自治	地元	教育	
【普及啓発·情報公開】	者		個人	団体	体	自治会	機関	参考
D-1								一人でも多くの人が参加できるよう、多様な主体が協力して情報の普及
チラシの配布・呼びかけ								や広報を行う。
など、一般市民に対する								
広報						協力		
D-2								調査結果等の情報について、河川管理者が整理し、一般への普及や必
動植物の情報を共有す								要な情報の公開を行う。
るために公開		助言	協力	協力	協力		協力	
D-3								河川行政、環境行政、教育行政などのそれぞれの主体が、必要に応じ、
環境管理・教育行事へ								環境管理、教育行事への支援・後援等を実施する。
の支援・後援等		助言						
D-4								各主体が持ち合わせている管理や調査の機材を有効に活用していける
活動に必要な資材等の								よう、連携・協力する。
提供・貸し出し	協力				協力			

役割分担のアンケート集計